

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 30 日

関係団体各位

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課中央労働衛生専門官
(契印省略)

令和 6 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格別の御指導・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、同封した安全衛生部長通達「令和 6 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について」については、従前から紙媒体で貴団体に送付していたところです。当該資料の御活用には、関係者皆様に周知を依頼しているところですが、上記安全衛生部長通達の電子媒体の送付の御希望の場合は、以下のとおりメールを送っていただければ、電子媒体を送付いたしますので、貴団体内での周知に御活用ください。

なお、ペーパーレス化のため、今後同様の御案内の送付の際には、いただいた連絡先を活用させてもらいたいと考えているため、当方からのメールの宛先については、貴団体内の人事異動等を考慮の上、組織メールアドレス等を登録いただければ大変ありがたく考えております。

【電子媒体送付希望メールの送付の方法】

メールタイトル：令和 6 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等の案内

メール宛先：本件担当 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課 村上
murakami-miho.bw2@mhlw.go.jp

メール本文：貴団体の組織名

案内の送付を希望するメールアドレス

基安発 0530 第 4 号

令和 7 年 5 月 30 日

日本自動販売機保安整備協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

安 全 衛 生 部 長

(公 印 省 略)

令和 6 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

職場における熱中症予防対策について、令和 7 年 2 月 28 日付け基安発 0228 第 1 号「令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」をお送りしたところです。今般、別添 1「令和 6 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）」を取りまとめました。

つきましては、貴会におかれましても、この確定値とともに、6 月 1 日から施行される改正労働安全衛生規則の周知用パンフレット及びリーフレットである別添 2 及び別添 3 を活用いただき、熱中症の健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化の防止等のための改正労働安全衛生規則を会員事業場等に対し、周知を図っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防の確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。